

○中古住宅・中古マンションを購入した場合

- 1 「登記事項全部証明書」又は「登記完了証」（書面申請の場合は、法務局の受付印が押印されている登記申請書と登記完了証）の原本又は写し

※オンライン申請により取得されたもので、登記官の印がない場合は、土地家屋調査士または司法書士の職印を押印し、「この書類は一般財団法人民事法務協会より電子送信されたファイルを印刷したものに相違ない」旨を証明したものであることが必要。

- 2 「住民票」の原本又は写し（登記申請者が記載されているもの）
- 3 「売買契約書」又は「売渡証明」又は「所有権譲渡証明書」又は「登記原因証明情報」の原本又は写し
- 4 「申立書」（登記申請者の住所が申請と異なる場合）
- 5 「住宅用家屋証明申請書」及び「住宅用家屋証明書」
- 6 手数料 1, 300円